

定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 草 莽

1. 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書(以下「報告書」という。)において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る(P48)」等とされています。

【総定数について】

調査会の報告において、「一般論としながらも人口の減少に沿って削減を基本とすること。」と答申された。それとともに、これまでの選挙区及び定数の見直しの経緯や附帯事項などを踏まえ、総定数は削減すべきである。

=総定数の削減の考え方(原則)=

- 人口の減少状況を勘案すること。
- 議員定数は人口比例を原則とすること。
- 一票の較差が2倍以上の逆転現象区は解消すること。
- 一票の較差は、投票価値の平等という観点から2倍未満とすること。
- 地域の特性等については、合理性・必要性など特別な事情を勘案すること。
(地域特性等に関する考え方:基本的に地域課題などについては、県議会議員選出選挙区を所管する県の各地域機関別において、事務事業概要説明会が行なわれることから、地域特性等については“地域機関の所管区域”を考慮すべきである。)
- 一人区選挙区は、地域の特性等を考慮すれば、すべて否定するものではないが、可能な限り一人区を解消すること。

2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

(1) 任意合区(強制合区)について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区(公職選挙法第15条第3項)の対象、総定数50人以下の場合は強制合区(同条第2項)の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙

区とすること (P48)」等とされています。

対象区である「鳥羽市選挙区」は、「志摩市選挙区」と合区し、任意合区を解消する。

(2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区(参考資料の「人口割実定数」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

〈参考〉報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること (P48)」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。(P37)」等とされています。

「亀山市選挙区」は、公選法第15条第1項の規定により隣接選挙区とは合区できない。また、当該選挙区の定数を増やすことは、総定数の増へと繋がることから現実的でない。

「鳥羽市選挙区」は、「志摩市選挙区」と合区して「鳥羽市・志摩市選挙区」とする。(2(1)任意合区(強制合区)についてを参照)

なお、調査会の報告にて「一人区は無投票当選を招きやすい…」とあるが、三重県においては、選挙結果をみれば、一人区よりも二人区の方が多く無投票当選となっている。このことから、一人区選挙区をすべて否定されるものではなく、調査会の報告については、可能な限り一人区選挙区を解消すると解すべきと考える。

(3) 特別の事情による定数配分について

ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区(参考資料の「定数増減」欄参照)について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

〈参考〉報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とす

ること (P48)」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること (P49)」等とされています。

特別な事情は地域の特性によるものでもあり、基本的に地域課題など県の組織として各地域機関別に把握・対応すべきであることから、合理性・必要性の観点から特別の事情を勘案しながら、地域機関の所管区域を考慮した選挙区と定数配分すべきである。

イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差 (参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照) について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること (P49)」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること (P49)」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい (P49)」等とされています。

平成26年5月の条例改正 (定数51人→45人) により、平成27年の国勢調査に基づく一票の較差は2.93倍から1.66倍に改善された。

しかし、定数が51人に戻ったことで、一票の較差は3.28倍 (令和2年9月1日) へと大きく悪化することとなった。

憲法において、法の下での平等として県民の一票の価値、投票の価値の平等の追求が強く要請されているとともに、公選法では、県議会議員の定数の決定にあたっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とされていることから、一票の較差について、県民の投票価値の平等という観点から2倍未満でなければならない。

ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

＜参考＞報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

一票の較差の課題解消の手法（県民の投票価値の平等という観点から2倍未満とすること）により、逆転現象による一票の較差が2倍以上としないようにする。

3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

今回、正副議長が各会派の意見や考え方をヒヤリングするとは、このことを基にして「正副議長（案）」が提示されるものと認識している。

であれば、各会派が提出したすべての意見や考え方などをそのまま公表するとともに、正副議長として各会派の意見をどのように受け止め、考察し、「正副議長（案）」に反映させまとめたのか等など、その策定過程の詳細をしっかりと説明、表明されることはもちろんのこと、各会派のすべての意見等には、文書により丁寧に説明されることは正副議長の責務として絶対必要不可欠であることを指摘し、実現されることを強く要請する。

以上、各設問に関する考え方・具体案等とともに、

●別紙—1 「会派：草莽“選挙区及び定数（案）」

●資料—1 選挙区及び定数に関する考察

●資料—2 選挙区及び定数に関する考察

を、添えて、定数及び選挙区に関する各会派ヒヤリング事項に関する意見とします。

＝選挙区及び定数見直しの考え方＝

1. これまでの選挙区及び定数の見直しの経緯や附帯事項など等を踏まえて
平成12年3月21日：選挙区調査特別委員会 委員長報告

・都市形成が進んでいる人口の多い市の特殊性等を考慮し削減。

（津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、鈴鹿市選挙区

⇒ 各選挙区1人削減）

この時点で「伊勢市選挙区」は、

「度会郡選挙区」の定数との均衡を考慮し、削減を据え置かれたこのことから、
「伊勢市選挙区」の定数4人（較差1.602）を、3人（較差1.201）とする。

・市町村合併が進んだ場合、その状況を十分勘案し削減。（附帯事項）

「伊賀市選挙区・定数3人（較差1.777）」は、都市形成の特殊性等と

「伊勢市選挙区」や「名張市選挙区・定数2人（較差1.300）」との

均衡を考慮して、定数を2人（較差1.185）とする。

2. 任意合区（強制合区）の解消

「鳥羽市選挙区・定数1人（較差2.867）」を

「志摩市選挙区・定数2人（較差2.173）」と合区し、

「鳥羽市・志摩市選挙区・定数2人（較差1.576）」とする。

3. 一票の格差と逆転現象区の解消（一票の較差を2倍未満へ）

「多気郡選挙区・定数2人（較差2.211）」を、定数1人（較差1.105）とする。

「度会郡選挙区・定数2人（較差2.367）」を、定数1人（較差1.183）とする。

「尾鷲市・北牟婁郡選挙区・定数2人（較差3.296）」を、

定数1人（較差1.647）」とする。

「熊野市・南牟婁郡選挙区・定数2人（較差2.925）」を、

定数1人（較差1.462）」とする。

選挙区名	2020年				見直し	備考
	人口	定数	人口/定数	較差		
桑名市・桑名郡	145,566	4	36,391	1.368		
いなべ市・員弁郡	70,110	2	35,055	1.420		
四日市市	311,114	7	44,444	1.120		
三重郡	66,974	2	33,487	1.486		
鈴鹿市	192,456	4	48,114	1.034		
亀山市	49,784	1	49,784	1		
津市	273,590	7	39,084	1.273		
松阪市	159,073	4	39,768	1.251		
多気郡	45,033	1	45,033	1.105	▲1	2.211
度会郡	42,064	1	42,064	1.183	▲1	2.367
伊勢市	124,307	3	41,435	1.201	▲1	1.602
鳥羽市・志摩市	63,173	2	31,586	1.576	合区・▲1	
伊賀市	84,023	2	42,011	1.183	▲1	1.777
名張市	76,584	2	38,292	1.300		
尾鷲市・北牟婁郡	30,217	1	30,217	1.647	▲1	3.296
熊野市・南牟婁郡	34,030	1	34,030	1.462	▲1	2.925

選挙区及び定数に関する考察

(資料-1)

県民カビジョン ②	都計基本方針 ⑤	地域機関区域 ⑨	郡市 ⑪	市町 ⑫	人口 <将来人口推計：国立社会保障・人口問題研究所>				2020年			H26年改正		備考					
					2020年	2025年	2030年	定数	人口/定数	較差	定数	較差							
北中部 1,465,577 82.89% (1,804,970 73.80%)	北勢 836,004 47.28%	桑名 215,676 12.20%	桑名市	桑名市	139,565	0.987	137,750	0.969	135,230	4	145,566	36,391	1.368						
			桑名郡	木曾岬町	6,001	0.931	5,580	0.856	5,130										
			いなべ市	いなべ市	45,388	0.985	44,700	0.966	43,840	2	70,110	35,055	1.420						
			員弁郡	東員町	24,727	0.966	23,880	0.923	22,820										
		四日市 378,088 21.39%	三重郡 66,974	四日市市	四日市市	311,114	0.992	308,620	0.977	303,960	7	311,114	44,444	1.120					
				菟野町	40,201	0.992	39,880	0.980	39,400	2	66,974	33,487	1.486						
				朝日町	11,269	1.049	11,820	1.080	12,170										
		鈴鹿 242,240 13.70%	鈴鹿市	鈴鹿市	鈴鹿市	192,456	0.971	186,870	0.937	180,330	4	192,456	48,114	1.034					
				亀山市	亀山市	49,784	0.983	48,940	0.960	47,790	1	49,784	49,784	1					
		中南勢 485,668 27.47%	津 15.47%	津市	津市	津市	273,590	0.970	265,380	0.938	256,630	7	273,590	39,084	1.273				
					松阪市	松阪市	松阪市	159,073	0.964	153,350	0.926	147,140	4	159,073	39,768	1.251			隣接区を合区 204,106
						多気郡 45,033	多気町	14,297	0.954	13,640	0.904	12,920	2	45,033	22,516	2.211	1	1.105	6 : 1.463 34,017 5 (▲1) : 1.219 40,821
南勢志摩 229,544 12.98%	度会郡 42,064		大紀町	7,972	0.880		7,020	0.768	6,120	2	42,064	21,032	2.367	1	1.183	隣接区を合区 166,371			
			玉城町	15,442	0.993	15,330	0.980	15,130							4 (▲2) : 1.196 41,592 5 (▲1) : 1.496 33,274				
			度会町	7,813	0.936	7,310	0.870	6,800							*伊勢市選挙区は 過去の経緯から減数!				
伊勢市	伊勢市	伊勢市	124,307	0.965	119,960	0.928	115,360	4	124,307	31,076	1.602	3	1.201						
	鳥羽市	鳥羽市	17,362	0.885	15,360	0.777	13,490	1	17,362	17,362	2.867	2	1.576	西区を合区 63,173					
志摩市	志摩市	45,811	0.901	41,280	0.805	36,880	2	45,811	22,905	2.173			2 (▲1) : 1.576 31,586						
北中部 (160,607 9.08%)	伊賀 160,607 9.08%	伊賀 160,607 9.08%	伊賀市	伊賀市	84,023	0.921	77,380	0.844	70,910	3	84,023	28,007	1.777			(2 (▲1) : 1.185 42,011)			
			名張市	名張市	76,584	0.961	73,600	0.913	69,920	2	76,584	38,292	1.300						
南部 (64,247 3.64%)	東紀州 64,247 3.64%	紀北 30,217 1.71%	尾鷲市	尾鷲市	15,966	0.877	14,000	0.761	12,150	2	30,217	15,100	3.296	1	1.647	合区せず定数減 2 (▲2) (一人区解消の課題残る)			
			北牟婁郡	紀北町	14,251	0.897	12,780	0.800	11,400										
		紀南 34,030 1.93%	熊野市	熊野市	熊野市	15,508	0.884	13,710	0.775	12,020	2	34,030	17,015	2.925	1	1.462	西区を合区 64,247		
				南牟婁郡	御浜町	8,072	0.917	7,400	0.839	6,770							2 (▲2) : 1.549 32,123 3 (▲1) : 2.324 21,415		
			紀宝町	10,450	0.926	9,670	0.853	8,910											
					1,768,098	0.967	1,709,750	0.930	1,644,330	51	-	34,668	3.295	45	-				

選挙区及び定数に関する考察(選挙区及び定数に関する在り方調査会)

(資料-2)

市町名	2020年	2020年選挙区別(現行51)				2020年選挙区別(44案)				2030年		2030年推計値によるシミュレーション									
		定数	人口	人口/定数	較差	定数	人口	人口/定数	較差	推計率	推計人口	H28年度改正(定数51)				H26年度改正(定数45)			H26定数割+伊賀▲1		
												定数	人口	人口/定数	較差	定数	人口/定数	較差	定数	人口/定数	較差
桑名市	139,565	4	145,566	36,392	1.368	4	145,566	36,392	1.368	0.969	135,238	4	140,375	35,094	1.362	4	35,094	1.362	4	35,094	1.362
木曾岬町	6,001									0.856	5,137										
いなべ市	45,383	2	70,110	35,055	1.420	2	70,110	35,055	1.420	0.966	43,840	2	66,663	33,332	1.434	2	33,332	1.434	2	33,332	1.434
東員町	24,727									0.923	22,823										
四日市市	311,114	7	311,114	44,445	1.120	7	311,114	44,445	1.120	0.977	303,958	7	303,958	43,423	1.101	7	43,423	1.101	7	43,423	1.101
菰野町	40,201	2	66,974	33,487	1.487	2	66,974	33,487	1.487	0.980	39,397	2	67,925	33,963	1.407	2	33,963	1.407	2	33,963	1.407
朝日町	11,269									1.080	12,171										
川越町	15,504									1.055	16,357										
鈴鹿市	192,456	4	192,456	48,114	1.035	4	192,456	48,114	1.035	0.937	180,331	4	180,331	45,083	1.060	4	45,083	1.060	4	45,083	1.060
亀山市	49,784	1	49,784	49,784	1	1	49,784	49,784	1	0.960	47,793	1	47,793	47,793	1	1	47,793	1	1	47,793	1
津市	273,590	7	273,590	39,084	1.274	7	273,590	39,084	1.274	0.938	256,627	7	256,627	36,661	1.304	7	36,661	1.304	7	36,661	1.304
松阪市	159,073	4	159,073	39,768	1.252	4	159,073	39,768	1.252	0.925	147,143	4	147,143	36,786	1.299	4	36,786	1.299	4	36,786	1.299
多気町	14,297	2	45,033	22,517	2.211		45,033	45,033	1.106	0.904	12,924	2	40,566	20,283	2.356		40,566	1.178		40,566	1.178
明和町	22,006									0.932	20,510										
大台町	8,730									0.817	7,132										
大紀町	7,972	2	42,064	21,032	2.367		42,064	42,064	1.184	0.768	6,122	2	35,540	17,770	2.690		35,540	1.345		35,540	1.345
玉城町	15,442									0.980	15,133										
度会町	7,813									0.870	6,797										
南伊勢町	10,837									0.691	7,488										
伊勢市	124,307	4	124,307	31,077	1.602		124,307	41,436	1.201	0.928	115,357	4	115,357	28,839	1.657		38,452	1.243		38,452	1.243
鳥羽市	17,362	1	17,362	17,362	2.867		63,173	31,587	1.576	0.777	13,490	1	13,490	13,490	3.543		25,184	1.898		25,184	1.898
志摩市	45,811	2	45,811	22,906	2.173					0.805	36,878	2	36,878	18,439	2.592						
伊賀市	84,023	3	84,023	28,008	1.777		84,023	42,012	1.185	0.844	70,915	3	70,915	23,638	2.022	3	23,638	2.022		35,458	1.348
名張市	76,584	2	76,584	38,292	1.300	2	76,584	38,292	1.300	0.913	69,921	2	69,921	34,961	1.367	2	34,961	1.367	2	34,961	1.367
尾鷲市	15,966	2	30,217	15,109	3.295		30,217	30,217	1.648	0.761	12,150	2	23,551	11,776	4.059		23,551	2.029		23,551	2.029
紀北町	14,251									0.800	11,401										
熊野市	15,508	2	34,030	17,015	2.926		34,030	34,030	1.463	0.775	12,019	2	27,705	13,853	3.450		27,705	1.725		27,705	1.725
御浜町	8,072									0.839	6,772										
紀宝町	10,450									0.853	8,914										
三重県計	1,768,098	51	1,768,098	34,669		44	1,768,098	40,184		0.930	1,644,738	51	1,644,738	32,250		45	36,550		44	37,380	

H26定数割+伊賀▲1

H26定数割

H26定数割+伊賀▲1

(選挙区及び定数に関する在り方調査会の人口推計は)2015年を1としていたが、2020年を1として計算した。